

# 一般質問通告書

上記の件について、下記のとおり質問したいので、会議規則第 62 条第 2 項の規定により  
通告します。

平成 26 年 5 月 27 日

東村山市議会議長様

議席番号 6 番

三浦 浩寿

## 記

	質問の項目と要旨
	<p>1、把握していますか？しようとしていますか？子ども達のネット依存～帰ってからは一人にしてよ、寝させてよの自由もない環境に対して～</p> <p>平成 21 年 3 月に小学校と中学校の学習指導要領改訂により、情報教育や授業における ICT (Information and Communications Technology) の活用などが図られ、平成 22 年 10 月には、学習指導要領に対応した「教育の情報化に関する手引」が作成されている。</p> <p>その内容を大きく 2 つに分けると、一つは ICT を活用した教育について、そして 2 つ目には今回取り上げる、ICT を扱うための情報モラル教育について書かれている。</p> <p>情報モラル教育は、教員・生徒のそれぞれに必要であり、保護者の協力も欠かせない。</p> <p>今回の一般質問では、“小中学生の ICT 環境に学校・教育委員会・家庭がどう対応しているのか、そしてこれから対応できることはなにか”をテーマに伺う。</p> <p>平成 25 年 3 月の一般質問で、私は「スマホ 18 の約束」という家庭内でのルール作りをすすめるようにという内容の質問をした。今回は、前回の内容を踏まえた上で、まず初めに (1) 情報モラル教育がどのように行なわれているのかを伺い、次に (2) スマートフォンを例に、ICT によって起こり得る問題の対応策について伺う。</p> <p>(1) 情報モラル教育について</p> <p>①現在、各小・中学校の生徒に対して、どのような形で、情報モラル教育がなされているのか伺う。</p> <p>②特別な授業をするだけではない。各教科で指導するタイミングを見つけ、日々</p>

指導、注意することが必要ではないか。日常的に情報モラルについて指導するよう、教員に対して、情報モラルについての指導意識を高く持ってもらうため、取り組みがされているのか伺う。

③保護者・学校・教育委員会（情報教育推進委員会）によって、情報モラル教育について話し合い、実際に何かを実施したことはあるか伺う。

(2) スマートフォンを例にして

①現在、市内の各小・中学校では、スマートフォンや携帯電話、その他電子機器の持ち込みと使用について、それぞれどのような対応をされているのか伺う。

②学校から子ども達への連絡手段として、Email、LINE 等を使用しているか、部活動の連絡も含めて伺います。

③保護者・学校・教育委員会（情報教育推進委員会）によって、子どものスマートフォンの使用について、話し合う機会はどれくらいあり、問題提起されたことはあったか、あった場合はその内容もわかる範囲で伺う。

④情報モラル意識が十分ではない状態で、ICT 環境に身を置いているのが現代の子ども達である。ゲーム機や音楽プレーヤーで幼い頃からインターネットに繋がることが可能、というかネットにつないでダウンロードしないと遊べないという時代である。「保護者の判断で」「家庭で責任をもって」というのではすでに限界にあるのが現状である。

確かに、スマホを持たせ、その管理は第一義的には保護者が行うべきである。しかし、そうした姿勢では子ども達を心身ともに守りきることができないのも事実となっている。

総合的に判断し、愛知県刈谷市の小中学校では、今年4月から子どものスマートフォンの夜間使用を制限する試みを始めたそうだ。

刈谷市教育委員会や市内の小中高校、警察などで作る「市児童生徒愛護会」が発案したその内容は次の3点で、

(1) 必要のないスマホや携帯電話を持たせない

(2) 契約時には親子で使用に関する約束を決め、有害サイトの閲覧を制限する「フィルタリング」のサービスを受ける。

(3) 午後9時以降は親が預かる

の3点を学校とPTAの連名で家庭に要請する、としている。地域で一律に

使用時間の制限まで設けることは非常に珍しく、注目されている試みだ。

保護者や子どもたちからは、生活改善に繋がったと、この試みを歓迎する声も上がっているようだ。

一見、ルールを押しつけているように感じる方もいるかもしれないが、子どもにとっては、このルールを盾にして、スマートフォンを持たないこと、返信できないことをはっきりと主張できる。また、だらだらと無用な、そしてなにより無理な（付き合わされる）やり取りを続けることを防ぎ、保護者にとっては、“地域共通のルールがあると子どもに指導する際の大義名分になる”という声もあるようだ。

学校内での使用以外も含めて、スマートフォン等について、生徒にルールを設けたり、実際に何らかの取り組みをされた学校などはあるか伺う。

## 2、中学校学習指導要領解説書の改定に伴う教育現場の対応について

文部科学省は1月17日、社会科の近現代の歴史的事象や領土問題などで、政府見解や最高裁判例に基づいた記述を求め、さらに、1月28日には、下村文部科学相が会見し、中学の社会、高校の地理歴史・公民の学習指導要領解説書（教科書編集や指導の指針となる）を一部改定し、「竹島と尖閣諸島における日本の立場を明確にすることや、東日本大震災を受けて、様々な自然災害における関係機関の役割等に関して記述されることが明らかになった。解説書は、児童生徒に教えなければならない学習内容や教育目標を定めた学習指導要領の意味や解釈などを詳しく説明するため、文科省が作成している。指導要領のように法的拘束力はないが、授業をする際の指導指針となっており教育現場への影響は大きいともいわれている。

- ① 今回の改定は文部科学省から、いつどのように通知されたのか、具体的な指示はあったのか伺う。
- ② 改定によって、実際に子どもたちに指導する内容に追加や変化はあるか。
- ③ 文科省からの通達を受けてから各級会議において、このことに関して取り上げられたことはあったのか。  
例) a) 教育所管内 b) 担当教員間 c) 教育所管と校長や担当教員など
- ④ 教育所管から、現場の教員に具体的な指示は行ったのか、行った場合はその

	<p>内容も伺う。</p> <p>⑤ 学習指導要領の改定は 10 年に 1 回であり、その解説書も指導要領とともに改定するというのが通常である。今回の改定は異例中の異例とも言われており、対応によっては、学校単位、教員ごと、また他自治体の生徒への指導内容にばらつきが生まれ、公立義務教育として好ましい状態とはいえない。解説書に沿った学習内容となるよう指示または指導計画書作成時の為の注意喚起を行うべきと考えるが見解を伺う。</p> <p>⑥ 総括として伺う。</p>